

愛川町の審議会等の運営に関する基本指針

1 趣旨

この指針は、愛川町自治基本条例（平成16年愛川町条例第1号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、本町における附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の運営の透明性及び公正性を一層高めるとともに、町民の自主的かつ主体的な町政への参画を図り、町民と行政との協働の下、開かれた町政を推進することを目的として定める。

2 対象とする審議会等

対象とする審議会等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法令又は条例により設置する附属機関
- (2) 有識者等の意見を聴き、町政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置する附属機関に準ずる、いわゆる私的諮問機関（本町職員のみで構成するものは除く。）

3 審議会等の必要性の検討

審議会等は、行政の簡素化、効率化及び行政責任の明確化の見地から、次の点に留意し、必要性の検討を行う。

- (1) 既設の審議会等については、法令等に設置義務があるものを除き、その役割や必要性を検討し、必要性が薄れたものにあつては、次の観点に基づき廃止又は統合を前提とした見直しを行う。
 - ア 開催回数が年1回に満たないもの。ただし、選考、推薦又は審査を目的とするものは除く。
 - イ 本来の設置目的から離れ、単なる報告等形式的な開催に終始しているなど、内容が著しく形式的になっているもの
 - ウ 社会経済情勢や町民ニーズの変化により、著しくその役割や必要性が低下してきているもの
 - エ 既に設置目的が達成されたもの又は活動が形骸化し、設置効果が乏しいもの
 - オ 設置目的、審議内容又は委員の構成が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (2) 審議会等を新設する場合は、設置目的が類似するものや審議事項の重複を防ぐため、次の観点に基づき、その必要性を十分検討の上行うものとする。
 - ア 審議会等の所掌事務は、類似する審議会等の設置を防ぐため、設置目的を踏まえた広い範囲のものとし、必要に応じ、分科会又は部会を設置して弾力的、機能的な運営を図る。
 - イ 公聴会等の活用、関係団体からの意見聴取、専門家の助言等、他の行政手法により代替可能なものについては、安易に審議会等を設置しない。
 - ウ 審議事項が一時的な審議会等については、存置期限を付す。
 - エ 審議会等を新設しようとする場合は、必ず行政経営会議に付議して決定する。

4 開かれた町政の推進

審議会等は、次の事項に留意し、開かれた町政の推進を図る。

- (1) 会議の公開
条例の定めるところにより、原則として会議は公開するものとする。
- (2) 委員の公募制の導入
審議会等の設置目的、性格等を十分考慮した上で、条例の定めるところにより委員の公募制を導入し、積極的に委員の公募を推進する。
- (3) 会議の開催日時の工夫
審議会等の判断により、必要に応じて開催日時を工夫し、傍聴機会の拡充や会議の活性化に努める。

5 委員の構成等

審議会等の委員の選任に当たっては、その構成が法令等により定めがある場合を除くほか、次の事項に留意して人選に努めるものとする。

- (1) 委員選任の原則
委員の選任については、各審議会等の設置目的に照らし合わせ、幅広い学識、経験、視点等からの意見を得るための人選とし、若年層や女性の登用にも配慮するものとする。
- (2) 委員数の制限
委員数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、原則として20人以内とする。
- (3) 委員の再任の制限
委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。ただし、常勤特別職及び専門的な知識、経験等を有する者が余人に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 委員の年齢構成
委員の年齢構成は、各年代層の意見を反映できるよう、その均衡に配慮するものとする。
- (5) 委員への女性の登用
委員数に対する女性委員の比率は、男女共同参画の趣旨を踏まえ、30%を目標値とする。
- (6) 各種団体等からの委員の選任
各種団体等から委員を選任する場合は、当該団体等からの推薦によることを基本とする。また、必ずしも会長等の職には固執しないものとし、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。
- (7) 町議会議員の委員への選任
町議会議員を委員に選任する場合は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 法令に基づき設置する附属機関
法令等の規定に基づく人数を審議会等の委員として選任する。
 - イ 条例に基づき設置する附属機関
審議会等の委員に選任しない。
 - ウ 要綱等に基づき設置する私的諮問機関
必要性や人数について十分検討のうえ、学識経験者として選任する。
- (8) 複数の審議会等における兼職の制限
委員の兼職は、原則として4機関以内（公募による委員の場合は、条例の定めるところにより、同時に2機関以上の審議会等の公募委員となれない。）とす

る。ただし、常勤特別職及び専門的な知識、経験等を有する者で余人に代え難い場合は、この限りでない。

(9) 町職員の扱い

法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、町の一般職の職員は審議会等の委員となれない。

附 則

この指針は、平成16年9月1日から施行する。